

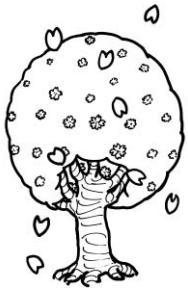
定額給付金受付を開始

4月6日(月)から

町では住民の生活支援と地域経済活性化のため、定額給付金の給付を実施します。

□給付対象者

平成21年2月1日の基準日に横芝光町に住民登録されている方が対象となります。
また、基準日に横芝光町で外国人登録をしている特別永住者、在留資格のある方が対象となります。
ただし外国人登録をされている方で短期滞在や、在留資格期限を過ぎてしまっている方は対象となりませんのでご注意ください。



□給付金の申請から給付まで

(郵送申請方式の例)

世帯主あてに申請書が郵送されます

申請書に世帯主名、振込先口座番号等を入力してください

申請書に振込先口座番号が確認できる書類の写しを添付して、返信用封筒で町に返送してください

町では返送された申請書類を確認し、給付決定通知を送付します

指定された口座に入金されます

一人あたり **12,000円**
65歳以上と18歳以下の方は
一人あたり **20,000円**

◆問い合わせ
企画財政課企画調整班
☎84-1218

□定額給付金の申請

定額給付金の給付を受けるには、町から世帯主あてに送付される申請書に必要な事項を記入して申請する必要があります。(外国人は各対象者あてに送付されます) 同封される留意事項・記入例をよく読んで記入してください。

□給付額

2月1日での世帯を単位として給付されますので、世帯員1人あたり1万2千円となります。ただし、65歳以上(昭和19年2月2日以前の生まれ)の方と、18歳以下(平成2年2月2日以後の生まれ)の方は世帯

□申請期間

申請受付開始日 4月6日(月)から

申請期限 10月6日(火)まで
申請期限を経過すると受給できなくなりますので、申請期限を厳守されますようお願いいたします。

員1人あたり2万円です。(外国人は各対象者ごとに給付されます)

□代理申請

申請・受給は原則として世帯主となりますが、同じ世帯の方が代理で申請・受給することもできますので、ご家族でよくご相談ください。

また、外国人世帯では基準日に生計をとりにされていた方が代理申請することもできます。